

製造業安全対策官民協議会 設置要綱

平成29年3月

1. 名称

製造業安全対策官民協議会（以下「協議会」という。）

2. 目的

製造業における安全対策の更なる強化を図るため、官民が連携し、経営層の参画の下、業種の垣根を越え、現下の安全に関わる事業環境の変化に対する認識を分析、共有するとともに、既存の取組の改善策及び新たに必要となる取組を検討し、企業における現場への普及を推進する。

3. 活動内容

- (1) 安全に係る事業環境の変化の分析、共有
- (2) 既存の取組の評価及び改善策の検討・推進
- (3) 新たな取組の検討・推進
- (4) 検討成果の全国への発信及び普及促進（「全国産業安全衛生大会」等の活用）

4. 組織

- (1) 協議会の構成員は別紙1のとおりとし、必要に応じて見直すことができる。
- (2) 協議会の下に、ワーキンググループを置く。ワーキンググループの構成員は別紙2のとおりとし、必要に応じて見直すことができる。
- (3) 新たな構成員を加える場合は、協議会です承を得る。
- (4) 開催の事務は、中央労働災害防止協会が行う。

5. 会長等

- (1) 協議会の会務を円滑に行うため、会長及び会長代理を置くことができる。
- (2) 会長は協議会構成員の互選により選出し、会長代理は会長が指名する。
- (3) 会長及び会長代理の任期は1年とする。
- (4) ワーキンググループの会務を円滑に行うため、議長及び議長代理を置くことができる。
- (5) 議長はワーキンググループ構成員の互選により選出し、議長代理は議長が指名する。
- (6) 議長及び議長代理の任期は1年とする。
- (7) 構成員のほか、学識経験者をアドバイザーとして参加させることができる。
- (8) 謝金及び交通費は支給しない。

(別紙1)

協議会の構成員

- 石油連盟
吉村 宇一郎 常務理事
- 一般社団法人セメント協会
佐々木 晋 三菱マテリアル株式会社 常務執行役員 ガバナンス統括本部長
- 一般財団法人素形材センター
板谷 憲次 副会長専務理事
- 一般社団法人日本アルミニウム協会
杉山 和義 日本軽金属株式会社 常務執行役員 環境保全・安全衛生統括部長
- 一般社団法人日本化学工業協会
末次 稔 旭化成株式会社 上席執行役員
- 日本鋳業協会
佐々木 晋 三菱マテリアル株式会社 常務執行役員 ガバナンス統括本部長
- 一般社団法人日本自動車工業会
永見 孝 トヨタ自動車株式会社 安全健康推進部長
- 一般社団法人日本伸銅協会
飯島 茂男 株式会社 UACJ 銅管 常務取締役 兼 伸銅所長
- 日本製紙連合会
石田 浩一 王子ホールディングス株式会社 取締役常務グループ経営委員
- 一般社団法人日本鉄鋼連盟
元松 廣議 日本製鉄株式会社 参与 安全推進部長
- 厚生労働省
村山 誠 労働基準局安全衛生部長
- 経済産業省
大内 聡 大臣官房審議官（製造産業局担当）
- 中央労働災害防止協会
八牧 暢行 理事長

(別紙2)

協議会ワーキンググループの構成員

【民間関係】

協議会の構成員会社等の担当部長クラスの者

【政府関係】

○厚生労働省

毛利 正 安全衛生部安全課長

○経済産業省

黒田 紀幸 製造産業局金属課長

吉村 一元 製造産業局素材産業課長

○中央労働災害防止協会

渡延 忠 専務理事